

【空き家利用希望者様】

水戸市空き家バンク制度への利用登録について

【契約までの流れ】

① 物件概要情報の閲覧

全国版空き家バンクのウェブサイトにて物件情報を閲覧します。

※下記（問合せ先・提出先）の「市空き家バンク HP」にリンクがあります。

② 利用登録

気になる物件があったら水戸市空き家バンクの利用登録をします。

必要書類を市住宅政策課に提出してください。

必要書類：利用登録申込書、誓約書兼同意書

※利用登録期間は、登録された日の翌々年度末までです（希望により登録期間を延長することも可能です）。

③ 物件に関する問合せ・内見

各物件を担当する媒介業者に連絡をして、物件の詳細情報の確認や内見の申込をします。

④ 売買・賃貸借交渉、成約

物件の売買や賃貸借について媒介業者を通じて交渉し、所有者と合意に至れば成約となります。

※成約した場合、仲介手数料の支払いが必要となります。

【注意事項】

- ・空き家の利用目的等により、利用登録ができない場合があります。
- ・物件詳細情報の確認や内見の申込の際は、担当の媒介業者へ直接ご連絡ください。その際、水戸市空き家バンクに利用登録済みであることを伝えてください。
- ・登録内容の変更、登録期間の延長、登録の取り消しの場合は市へ届出をお願いします。
- ・市は交渉・契約には関与しませんので、交渉・契約のトラブルについては当事者間において解決するようお願いいたします。
- ・空き家バンク登録物件に関する都市計画法、建築基準法等、関係法令への適合状況について、市は責任を負いませんので、利用者の責任で十分にご確認ください。

（問合せ先・提出先）

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 水戸市都市計画部 住宅政策課

（電話）029-232-9222 （FAX）029-232-9286 （E-mail）sumai@city.mito.lg.jp

（市空き家バンク HP）<https://www.city.mito.lg.jp/page/43804.html>

水戸市 HP

